

## 第 21 回 池田町行財政改革推進委員会 議事録

日時：令和 4 年 5 月 25 日

午後 1 時 30 分～5 時

ZOOM によるオンライン会議

### 出席者（敬称略）

○委員 9 名：（名簿掲載順）

和澤忠志、宮嶋將晴、山沖義和、丸山史子、瀧澤洋子、村端浩、山崎正治、赤田伊佐雄、辻庄市

○事務局（総務課） 2 名：

宮澤達（課長）、塩原長（企画係長）

○関係課 4 名：

井口博貴（総務課長補佐）

滝沢健彦（福祉課長補佐）

塩原正彦（生涯学習課長補佐）

倉科吉樹（商工観光係長）

丸山佳男（農政係長）

廣田和也（生涯学習係長）

（司会：宮澤達）

### 1. 開会（丸山副会長）

### 2. 会長あいさつ（山沖会長）

政府は 6 月にかけて骨太の方針を決め、9 月から予算折衝に反映させることになる。それが地方公共団体にも影響を与えるだろうし、地方交付税もどうなるか分からない。不透明感のある現状なので、しっかりと改革を進めていなければならぬ。

今日は、公共施設の説明を最後まで終わらせたいので、ご協力をよろしくお願いいたします。

### 3. 第 8 回第 3 総務部会報告

事務局（塩原係長）

5 月 20 日（木）午後 4 時～ オンラインで開催。

（報告内容は記載事項の通り）

### 4. 協議

#### (1) 答申に対する町の対応について

#### 山沖会長

前回、和澤委員から、町の対応が不透明ではないのかという話があった。それを踏まえて

宮嶋委員が、答申項目に対する町の考えや具体的対応を聞くための一覧表を作成された。

答申項目を見直したものを皆さんに送ってあるが、それに加えて宮嶋委員からは、町長宛の文書も皆さんに示されている。

まず、町長宛に趣旨を書いた文書を出すかどうかについて、皆さんの意見を聞きたい。

### **宮嶋委員**

答申から 1 年経って、我々の答申に対する行政側の動きや考え方が議会を始めとしてほとんど分からないのが現状だ。6 月議会でも議員から対応についての質問があると聞く。

行革委員としても、答申に対する町の考えを文書で示してもらい、その内容を議会、町民と共有する必要がある。

答申に対する考えを示すことは、事務局レベルでやりとりすればいいというものではなく、理事者の決断がないとできないことだ。1 つ 1 つの項目に対する理事者の姿勢が問われている。

従って、理事者宛の文書を添えて調査票を行政側に提出するのがスジだ。理事者の認識も深まり、その指示によって事務者がこの欄を埋めることになる。理事者宛の文書があった方が行政側もやりやすいし、理事者の決断を促す意味でもよいと思う。

### **山沖会長**

総務部会では、6 月 15 日に町長に委員会に出席し説明してもらいたいという話にはなっている。宮嶋委員からは、委員会の重要な役割としてフォローアップがあるので、それを考えると出した方がよいという話があったが、他の委員の皆さんの意見はどうか。

### **村端委員**

文書を出すことには賛成だ。答申に対しては、現在までの行政側の対応のまずさがあるが、同時に町民に対する説明責任が欠けている。この点も含めて行革委員から正式に文書で要請することは意味のあることだ。

### **山沖会長**

特に意見がないようなので、文書を出す方向でいきたい。(確認)

早期退職者制度も 2 月に決めたと、当方から質問したら回答があった。普通であれば何も言われなくても話があるべきだ。

そのようなことがないように、答申項目の実行について行政側にしっかり認識してもらおうということは重要だろう。

町長の日程を塩原係長に確認してもらったところ 6 月 15 日に出席可能であると聞いている。このため、文書の中の町長説明の日付は 6 月 15 日としたい。また、書いてもらう調査表は、今回はとりあえず宮嶋委員の提案に基づく様式とし、それを別紙 1 とした。スケジュー

ールを入れたものを別紙2として、年度末を目途に書いてもらうように期限を入れている。これらについての意見はどうか。

#### **宮嶋委員**

今回は行政の状況を考えて、いきなりスケジュールを入れた別紙2というわけにもいかないで、まず別紙1で行政の考えを記述し決断をしてもらうという2段階構えでいくのがよいと思う。

#### **山沖会長**

それでは、別紙1, 別紙2の形で進めたい。

#### **宮嶋委員**

別紙1に対する行政側の回答は6月15日でよいが、いきなり当日示されても困る。調査表は1, 2日前に委員にメールで配信してほしい。

今回の資料も、昨日夜にメールで配信されたが、これでは予習する時間がとれない。文書を読み込むだけではなく、場合によっては現場まで行って実情を知ることでも必要で、そのためにはもう少し予習に時間がとれるようお願いしたい。

#### **山沖会長**

その点は私も同感だ。文書でも6月15日を回答の期限とするのではなく、町長が委員会に出席し説明してもらう日という書き方にしている。せめて月曜日の昼くらいまでには送付してほしい。

### **(2) 諮問事項2「公共施設の管理運営の改善に関すること」について**

#### **山沖会長**

では、次に移る。前回はかなり多くの議論をしたが、まだ説明を受けていないもの、さらには追加の資料提供を求めたものがある。これらについて、順次、説明をお願いしたい。

#### **倉科係長（商工観光係）**

<資料：「金の鈴会館」特別会計収支決算書（R1～R3）にもとづいて説明>

#### **山沖会長**

各年度に繰越金が多いが、理由があるのか。町と関係がないから、それでもよいということか。

**倉科係長**

管理は商工会なので、繰越金の内容までは把握していない。

**山沖会長**

一年間分位の費用に相当する金額になっている。補助金の欄に、「町観光推進本部・観光協会」とあるが、これは町の組織とは違うのか。

**倉科係長**

町観光推進本部は町の組織とは少し違い、この組織も今年の3月で解散している。

**山沖会長**

以前もらった資料では、金の鈴会館への町からの支出はすべてゼロとなっていた。商工会との関係で整理されていると理解してよいか。

**倉科係長**

その通りだ。

**赤田委員**

火災保険の費用はどこから出ているのか。

**倉科係長**

町の普通財産として保険がかかっている。

**赤田委員**

いくら位になるのか。

**倉科係長**

分かり次第お知らせする。

**山沖会長**

火災保険は一般会計からでているということだが、この資料でそれが除かれている理由は何か。

**倉科係長**

保険関係は一括して掛けている。

### **山沖会長**

総歳出決算額という欄があるが、岡麓終焉の家も同様に、保険関係は除かれているということか。

火災保険以外にも、それに類したものがあるかどうか、併せて調べてほしい。

### **倉科係長**

保険金額は4万8千円、災害保険として加入している。

### **和澤委員**

金の鈴会館は町が無償で商工会に貸しているが、口約束なのか。それとも契約書はあるのか。他の指定管理には必ず契約書があるが。

### **倉科係長**

調べて報告する。

### **山沖会長**

では、次の「まちなかのにぎわい拠点施設」に移る。

### **倉科係長**

<資料:「まちなかのにぎわい拠点施設」、および「管理に関する基本協定書」にもとづいて説明>

### **赤田委員**

指定管理委託料の表では、あくまでも管理委託の収支になっている。しかし、「にぎわい創造社」(注:以下、「にぎわい」または創造社とも略記)は飲食や物品販売などをしており、その収支はここには出てこない。そうすると、この表にある光熱費や通信費がすべて管理業務の支出になるということが疑問になる。単に管理委託だけなら通信費で20万円ということは考えられない。委託以外の業務の部分もこの支出に入っているのではないか。管理者のトータルの決算書で、バランスシートと損益計算書(P/L)を参照したいのだが。

### **倉科係長**

創造社の内情にかかわるので、書類としては示せない。今回は報告できる部分を示している。この表の決算上のマイナスは、事業者の売り上げから補填している。

### **赤田委員**

にぎわい創造社の2名が管理業務だけをやっているのなら、この通りでよいが、実際には

創造社の収益に関わっているはずだ。そうすると、この表の委託料の支出の部分は、本来、創造社の営業の支出になるため、管理業務の委託費の金額が大きいのではないかと感じる。決算書を委員会に提示できないというのも腑に落ちない。

#### **倉科係長**

相手側の立場もあるので、今示すことができるものを出している。この内容で承知願いたい。

#### **山沖会長**

管理委託の基本協定書第13条に「施設使用料の納入」が書いてある。収益事業が前提とされているわけだから、その収支額の基礎をオープンにできないということではないと思うが。オープンにできない理由は何かあるのか。

#### **倉科係長**

令和3年度末の決算が完全に終了していないので、収支の数値は算出できていない。

#### **山沖会長**

赤田委員は、直近のものを知りたいといっているわけではない。基本協定書では、「納入は翌年度の予算として処理する」となっている。

#### **倉科係長**

この協定が盛り込まれたのは令和3年度からなので、適用は今年度が初めてとなる。過去3年間は協定書には盛り込まれていなかった。

#### **山沖会長**

協定書では第10条で、「1月10日までに決算見込み書を提出しなければならない」となっている。そうしなければ翌年度の予算を作成できない。

#### **倉科係長**

翌年度で施設使用料を納入するとなっているので、年度末までの決算状況を見せてもらった上で、翌年度の補正予算で計上していくと考えている。

#### **山沖会長**

12月末までの決算見込みを一度組み、それに基づいて利益の20%分を予算額に計上、年度末に決算が出たところで補正を組んで最終決算に盛り込むということか。

令和3年度からは、収益があれば町に一定額が還元されるということになっているが、令

和 2 年度までは、人件費、電気代、通信費を使って事業で利益を上げても、管理委託費にはそれが反映されていなかったということになるが、そのような理解でいいか。そうすると、一覧表の令和 2 年度までの使用料収入というのは何なのか。

#### **倉科係長**

令和 2 年度までの使用料収入は、あくまでも施設を利用者が有料で借りた際の施設使用料の金額だ。平成 30 年度からの 3 年間は利益があがるかどうか分からなかったこともあり、管理者の使用料については猶予し、次回の更新時に考えることとした。

#### **山沖会長**

では、令和 2 年度までの 200 万円程度の使用料収入というのとは何か。

#### **倉科係長**

その施設を客が利用した際の使用料のことだ。「にぎわい創造社」の使用料のことではない。

#### **山沖会長**

そうすると、令和 3 年度からは、それに「にぎわい創造社」からの使用料の項目が 1 つ増えるということか。

#### **倉科係長**

「にぎわい創造社」から施設使用料として払ってもらえるものが出ればそうなる。

#### **山沖会長**

では令和 4 年度予算で、それが書いてないのは何故か。そのために決算見込み額を出すことになっているのではないのか。

#### **倉科係長**

最終的な見込み額でないと分からないので、この時点では盛り込んでいない。今月中には決算が出るので、その数字で計算することになる。

#### **山沖会長**

令和 3 年度の決算額は「決算見込み額」ということでよいか。

#### **倉科係長**

最終的なものではなく、決算資料をつくるためにまとめたものだ。

## 山沖会長

現在の段階では、にぎわい創造社の使用料はゼロと見込んでいるということか。

## 倉科係長

この資料上ではゼロということになる。

## 宮嶋委員

いま論議されていることを整理すると次のようになる。

この施設の2階には、3、4部屋あり、月当り幾らかで貸している。それが使用料としてあがっている。1階は、日替わりで食事を提供するために、同じく月当り幾らかで貸している。その使用料がここに載せられている。

その他に、「にぎわい創造社」として酒などを販売するなどの独自事業がある。これが収益事業になる。赤田委員は、施設管理費の中に、その収益事業の人件費や電気代、通信費がダブっている部分があるのではないかと疑問視している。

そこで、行政側は、「にぎわい創造社」の営業を含めた決算書を出してもらいたいと言っているが、そこがなかなかうまくいっていない。そこで、令和3年度から、収益事業に対して一定の割合で負担してもらおうということにした。まだ数字がない点は納得できないが、これまでのところ、一覧表の使用料は「施設を貸した際の使用料」との整理ができる。

ここからは意見になるが、町民の共有財産を使って収益事業をやっているわけだから、令和3年度から一定額を負担してもらうことは評価できる。

ただ、収益が赤字の場合はゼロになってしまう。ハーブセンターは収益で計算しているわけではない。収益がどうであろうと使用料は月30万円と決めて納めてもらっている。ハーブセンターのやり方がいいのか、にぎわい創造社のやり方がいいのか、行政としての整合性を考え、調整する必要があるのではないか。

## 山沖会長

人件費、光熱水道費、通信費は収益事業にも使われているのかについてはどうか。

## 倉科係長

販売などの活動もあるので、使われている部分もある。

## 山沖会長

そうすると、利益が120万円未満と以上で区別されている10%、20%が適正かどうかについて、別途、考えなければいけないということになる。



### 倉科係長

「にぎわい創造社」が今後売り上げを伸ばし、町に貢献していってほしいと考えている。

### 山沖会長

人件費 360 万円の半分ぐらいを収益事業に充てていることになれば、町が 180 万円を負担していることになる。

### 倉科係長

実質はそこまでにはならないと思うが、活動の中では一部そうしたことがあるかもしれない。主な業務は店舗の維持管理だ。どのように切り分けるかは現在難しい。

### 山沖会長

そのような事情を考慮して、令和 3 年度からは収益のうちプラスになった部分の 10%、もしくは 20%を使用料とする。令和 2 年度までは、始めたばかりなので、収益にかかわらず使用料はとらなかったという理解でよいか。

### 倉科係長

その通りだ。

### 赤田委員

この施設の管理は、カギを開けてから閉めるまでが本来の業務だが、そこに 2 名を置いている。管理自体の割合は人件費全体の半分にも満たないだろう。その他は収益事業に関わる部分だ。従って、この管理費の金額が妥当か検証する必要があると思う。

### 山沖会長

先ほどは、9 割ほどが管理の仕事だという説明だったが、他に何があるのか。

### 倉科係長

以前、警察が店舗を見て、町に対して「お金を管理しているのに、店舗に 1 名しかいないのは適切ではない。2 名以上いるようにした方がよい」という話があった。創造社と相談をするなかで、常時 1 名ないし 2 名は施設にいるようにしている。

### 山沖会長

別途、「にぎわい創出事業委託料」が出ているが、この手配は創造社がやっているのか。

### 倉科会長

事業の企画・運営は、創造社がやっている。

### 村端委員

一覧表上の「指定管理事業収入」についてだが、R2 から R4 まで、ほとんど変わっていない。その業務を検討する際に、電気代、通信費などについての管理業務の根拠が見直されなければならないはずだ。収益によって電気代が沢山かかることもありうる。毎年度、どのようにそれらが検証されているのか。軌道に乗ってくれば検証してもおかしくないと思われるが、この表ではそれらが全く分からない。毎年度、どのように活動を評価されているのか。

### 倉科係長

内容については、毎年報告を受け取っている。最初の3年間については、軌道に乗せていくことが中心だったが、R3 からは町と創造社、商工会とが相談し話し合いをする中で、前年度の実績を踏まえて今年度これくらいの予算が必要だという妥当な金額を算定してもらっている。検証についても事業報告を見て、この店舗の場所を考えると利益を出すこと自体が困難な面があることを考慮しつつ、役場でも分析をしているところだ。

### 村端委員

年度途中で、相互に情報交換することは必要だが、町の指定管理に対する基本的な方針、つまり、この場をこのようにしていきたいという考えが見えてこない。場所を管理するという業務と、その場で賑わいを作り出すという業務がごちゃごちゃになっている。指定管理という業務とテナント的な業務とが一緒になっているので、人件費であれ通信費であれ区別できず分からなくなってしまう。結局、町は売上げに対する費用を負担するので、と言っているようにしか聞こえない。そこを整理し、この施設を運営するためにこれだけ必要、にぎわい創出の業務を推進していくために一定の負担をするなら町が出すというように分けなければならないと思う。

業者の売上げに対する決算は別としても、指定管理業務に対する決算報告は当然オープンにしているものだ。議会にも町民にも分かるようにすべきだ。

### 倉科係長

おっしゃるとおりで、初めの頃からそのような話はあった。管理とイベント事業が一緒になっていたのは事実だ。今後どのように切り分けるか町としても大切なことだと認識している。来年度以降も、そうした意見を踏まえて検討していきたい。

### 村端委員

令和3年度まではいいとしても、そのあと「てる坊市場」のように独立採算でできないかという話はなかったのか。

## 倉科係長

検討のひとつには上がったが、場所の制限が大きいので、現在のような形態が適していると認識し、あと3年間の指定管理をお願いすることにした。

## 山沖会長

これまでのやり取りを聞く限り、現行の方法について不透明感があるのは否めないし、正直に言って指定管理なのかどうか気になるところである。これは、むしろ補助金ではないかという気もする。

それはそれとして、話を先に進めたい。前回からの宿題を含め、ハーブセンター西側、東側について説明をお願いしたい。

## 丸山係長（振興課農政係）

<初めに、以下のように前回の資料の訂正分を説明>

- ① 「資料：ハーブセンター・野のかおり・シャノワール（県道西側施設）」のR2、R3の利用者数について、活性化施設とダブルカウントしていたので修正。
- ② 「施設の課題、今後の見通し等」の説明下段に「ハーブセンター指定管理期間令和2年～令和8年」とあるが、「令和2年4月から令和8年3月まで」に修正。7年間ではなく6年間になる。
- ③ 「資料：県道西側相関図」、活性化施設1号、2号について、協定書に基づいて「てる坊市場」からの使用許可となっていることを明示。
- ④ 施設使用料は例年年額360万円だが、令和4年度に限り新型コロナによる減収を配慮し240万円で覚書を結んでいる。
- ⑤ 指定管理料50万円（トイレ・駐車場管理）となっているが、実際には70万円以上かかっている。
- ⑥ 県道東側相関図で、管理業務を委託している部分と、施設の使用許可をしている部分を分けて、相関図を書き直している。
- ⑦ 航空写真のうち、黄色で囲んだところはてる坊市場に指定管理、4箇所は赤色で囲んだ部分は町が直接運営している部分で、その管理業務をポラリスアクトに委託。紫色は町の直営だが、それぞれに町が使用許可を出しているところだ。

<以下、その他について資料にもとづいて説明>

## 山沖会長

東側については「自分たちの収益事業と按分して」という話があったが、どのように按分しているのか。

### 丸山係長

3:7と聞いている。収益事業として使われている経費が3、管理委託に係る経費7で按分している。

### 山沖会長

それは、人件費・物件費など全ての費目について言えることか。

### 丸山係長

通信費の部分はそのようにしていると聞いている。

### 山沖会長

人件費もそのようにしているのか。

### 丸山係長

人件費の部分は区分経理されていると思う。「合同会社 PolarisAct」（以下、合同会社またはポラリスアクトと略記）の決算書を見ているわけではないので不明な点はあるが、妥当な金額ではないかと思う。根拠としては平成27年、28年に業務を実施していた会社の実績を見ても大差ない金額なので妥当だと思う。

### 村端委員

人件費の話だが、平成30年度のハーブセンターの町の見積もりと実際の決算を示した一覧を見ると、「てる坊市場」（正式には「株式会社てる坊市場」、以下括弧なしで、てるぼう市場と記載）が指定管理をする際の人件費（労務管理費）は464万円だ。その他の施設での人件費を含めても500万円程度になっていた。それが、ここでは800万円くらいになっている。大差ないという話があったが全然違う。300万円くらい高くなっている理由は何か。てる坊市場の場合は農場管理者として1名、常勤のシルバー委託2名、その他非常勤が1名だった。少ない人数でやらなければならなかったのも、十分管理が行き届かない点は確かにあった。それでも、他の農場管理など含めて相当な費用がかかり全体の決算額が1,600万円になっていた。それからみても、人件費に異常に比重がかかっている、農場の管理に十分力点が置かれていないように見える。てる坊市場の時代と比べて、どのような変化があるのか分からない。

町として、てる坊市場と同じように、これだけの管理をするために、それぞれ幾らずつかかるかという算定基準があるはずだ。それがいまあるのかどうか。

### 丸山係長

委託料の金額を出すにあたって、会社側から見積書を提出してもらっている。実際、人数

については3人と聞いており、金額については487万円の見積もりを出してもらっている。

光熱水費についても見積もりを出してもらっている。平成30年度の数字と比較されているが、ハーブガーデンがスタートして、町が直接お金を投入した期間もあったので、管理にかかる費用が軽減されていた可能性もある。

### **村端委員**

見積もりを出してもらって、それが妥当ではないかと判断したということか。

### **丸山係長**

そうだ。

### **赤田委員**

資金の流れの表があるが、てる坊市場では360万円の使用料をもらっていて、指定管理料は50万円だけだったということになると、この年間の360万円が妥当かどうかの検証が必要になると思う。

道の駅の土地と建物の固定資産税がどれくらいになるのか、360万円はそれをオーバーしているとは思いますが、家賃としての考え方をとる場合に、20万円とか30万円とかの金額が妥当かどうか検証すべきだ。

また、東側の合同会社に年間1,212万円のお金がいっているが、来場者数のチェックがレジを通った人数として把握していると業務委託報告書にある。合同会社が収益事業をしていると考えたときに、仕分けは難しいかもしれないが、費用は町負担で収益は合同会社のものということになっているのではないか。合同会社の決算書がオープンになっていないので、中身はわからないが、この収益をすべてこの会社のもものとして扱っていいのかどうか気になる。

### **丸山係長**

まず第1に、360万円の使用料の算定について。土地は町有地なので評価額はないが、近隣の宅地の金額をもとに、町で賃借する場合の方法にもとづいて算定している。

第2に、東側のポラリスアクトの124万円についても同様に、町のルールで算定している。

第3に、ポラリスアクトの収益の扱いについて。

鳥瞰図（航空写真）の赤と紫で囲んだ部分は町直営のところだ。そのうち紫の部分については、町が使用許可を出してポラリスアクトが営業を行っている。そこは赤の部分と区別している。町が1,212万円を出して管理業務を委託しているのは赤で囲んだ部分だけになる。

紫の部分であげた利益は使用許可を受けたポラリスアクトの売り上げとなっている。

## 赤田委員

赤のところから商品が販売に回るということは絶対にないのか。私自身はそこに疑問を感じる。

## 丸山係長

赤の部分では観賞用栽培や試験的な業務をやっており、使用許可を出した場所とは区分経理ができています。

## 宮嶋委員

第1に、R3、93万円と書いてある使用許可部分の、ポラリスアクトに対する賃貸借の契約書があるはずだ。これを委員会に提出して頂きたい。

第2に、東側で店をやっており収益がある。この会社で委託料をもらっている、あるいは一部賃貸でやっているといっても、受ける人は同じだ。だから現場では、1日の中でこの時間は委託料の中で働き、この時間は収益の部分で働くといっても出来るわけがない。それを町がやらせている、認めているというのは不自然であり、この点は整理すべきだ。

第3に、町のシンボルであるラベンダー畑をこの会社に貸してしまうという発想自体がいけないし、農地法に抵触している。町は地権者に毎年賃料を払っている。それをポラリスアクトに貸しているということは、農地法に照らせばアウトだ。町で考え方を変えなければいけない。

町の出している1,212万円は赤で囲んだ部分だけの管理費用だが、他の部分で使われていることが絶対にあるはずだ。温室でできたものを店舗で販売していたということが起こる。

以前のように全体を指定管理にしておけば、どこから持ってきて売ってもよい。正々堂々と販売してもらえるようにすべなのに、今の町のやり方では理解困難だ。

第4に、当初は現在の3倍近くもある東側全部が町からの指定管理で、あれだけの金額だった。今は赤い部分だけで1,212万円。この会社は300万円でレモングラスの会に再委託している。委託を受けた側が、それをまた下請けに出すというのは、行政のやり方としてよろしくない。そうすると500万円の人件費はどうなるのか。厳しい言い方だが、町のお金で働いて利益を上げているというように見られてもおかしくないことになる。

店もやる、農場の整備もしてもらうために、町で矛盾を解消し問題点を整理してもらいたい。

## 丸山係長

まず、農地法についてだが、おっしゃるとおりグレーな部分がある。農地法第3条では、売買や貸借する際に農業委員会の許可を受けなければならないことになっており、但し書きに例外事項がある。当時これに該当したかどうか定かではないが、土地収用法に基づく手

続きの場合は、市町村が使用する場合も農業委員会の許可なくできることになっているので、当時としてはそれなりに根拠があったと考えられる。直接貸借に持っていけばすっきりするので、徐々に是正できればよいと考える。

管理業務で利益を上げてはいけないという話だが、管理業務を受託しているのは会社法人なので、そこで利益を上げるのは当然だ。かかった部分のみを町が支払うというのは違うのではないか。

ポラリスアクトの費用のなかで、レモングラスの会に再委託と言われたが、レモングラスの会はボランティア団体で、当然活動費も必要になってくる。これはポラリスアクトの企業努力でこの団体に協力してもらって、週 2 回ハーブガーデンの管理を一緒にやっているというのが実態だ。再委託とは異なる。

### **赤田委員**

委託先が収益法人であれば収益をあげるのは当然だ。委託費が妥当かどうかを判断するときに、この会社がいくら収益を上げているのかを考えなければならない。穿った見方をすれば、管理費用は委託費として町から出ていて収益だけは合同会社がもらっているというように見られる。ここが問題ではないのか。トータルで費用対効果を見ていかないといけない。そうしないと 1,212 万円が妥当かどうか検証できない。

### **丸山係長**

この会社の従業員は、そんなに高い賃金水準ではない。ただ、何時間かかるかという点は精査し、来年度に向けて考えていきたい。

宮嶋委員から、全部指定管理にすればという話が出たが、スタートした令和 2 年度の時点ではポラリスアクトは会社法人ではなかった。指定管理の場合は、管理者になれる条件があり、個人では指定管理者になれないため、現在の形態（管理委託）になったという事情がある。

### **和澤委員**

行政は行政側の理論を振り回しているが、町民がどう見ているかだ。町民のための施設だから、行政の理屈ではなく、町民主体のハーブセンターでなければいけない。会社がおいしいところを持って行くのではないかという疑念を払拭するような、きちんとした管理体制を今年中につくり、議会・町民に提示するようにしてほしい。

### **山沖会長**

図の下の方に「グラウカ使用」、「桑ひろつ使用」とあるが、別のところに貸しているのか。

### **丸山係長**

「グラウカ」は花苗などの有機栽培をしている団体で、町が使用許可を出している。「桑ひろつ」（以下、団体名の括弧略）は、広津地区で桑を育てる団体で、エルダーベリーという果物を植えて使っている。

### 山沖会長

この使用料はどうなっているのか。

### 丸山係長

グラウカは町の賃借料と同額を使用料として求めている。桑ひろつは、発足して間もない団体なので使用料はとっていない。

### 山沖会長

グラウカはプラスマイナス・ゼロということだが、事実上無償になっている桑ひろつについては、この土地に町は幾ら払っているのか。

### 丸山係長

全体で2,000㎡くらいになり、2万円弱くらいではないか。

### 山沖会長

ここまでの話を聞いておかしいと思うのは、町が管理委託するのになぜ1,212万円もかかるのかということだ。結局、「にぎわい」と同じ構図で、管理委託事業と収益事業が混同しているから、区分経理がしっかりと行われているのかに関して、不信感の塊で見ざるを得なくなっている。

「にぎわい」は収益が出れば、10%、20%を町に還元してもらうことにした。こちらはそれすらもないということになっている。先ほどから区分経理しているという話があったが、本当にそれができるのか、どこまで正しいのかとかの疑問が出てくる。係長の話ではポラリスアクトの決算書を見ていないということだから、本当に正しいのかどうか誰も分からない。

### 丸山係長

ポラリスアクトは法人化してから間がなく決算書も初めて出るので、それを確認した上で、売り上げや費用の内容などを町として分析してみたい。ポラリスアクトは、紫で囲んだ部分を使って本来の収益事業を行っている。会社の立場からすると、売り上げの確保として町から委託業務を受託して1,212万円の売り上げを上げているという考え方になる。町の立場からすると、1,212万円は業務内容として妥当なのかは、今後かかった時間などを把握して町民に説明しても理解してもらえるようにしていきたい。



**山沖会長**

令和2年度の決算書はあるのではないかと。

**丸山係長**

令和2年度の時点では、個人事業主だったので、そこまで求めて明らかにするのは問題ないのかという心配があった。令和3年度については、法人として設立してから1年経っているため決算書は確認したい。

**山沖会長**

いまだに儲かっているのかいないのかも分からないという状況なのか。

**丸山係長**

まだ分からない。

**山沖会長**

それでは区分経理しているかどうか分からないではないかと。

**丸山係長**

区分経理しているとは聞いている。ただ、この人件費の水準では、とてもこの人数で雇えるとは思えないので、そんなに高い金額だとは思っていない。

**山沖会長**

先ほどの村端委員が示した資料では、薪ボイラー設備の費用として160万円程度かかっていたが、今年度は稼働なしでゼロ円になっている。

**丸山係長**

以前は温室の暖房と足湯に薪ボイラーを活用していたが、性能としてガラス温室の暖房には出力不足だった。また、足湯には200万円弱の管理委託料を計上していたが、議会からも反対がありその部分をカットした経過がある。

令和3年度から1,212万円になっているが、それ以前はこの足湯の管理経費も考慮しての管理料になっていた。

**山沖会長**

現在はボイラーはないのか。そうだとすれば、1,600万円から1,212万円に下がっても当たり前かもしれないが。

### **丸山係長**

管理の質の面でいうと、今は非常によい状態を保ってもらっているのですが、これで金額を下げるどころか削らなければならない、また以前の状態に戻ってしまう懸念がある。今は利用者数も伸びているので、現在の状態を保つように願っている。

### **山沖会長**

現在の状態をやめよといっているわけではない。収益事業をしっかりやってもらうためにも、区分経理しているかどうか分からない状態では困る。せめて「にぎわい」のような形も考えられる。令和3年度の決算を見てからという状態には、啞然とする他ない。

### **宮嶋委員**

町民から見ると、管理部門と収益部門がごちゃ混ぜになっている。これをすっきりしてもらうことが大事だ。

使用料が、この3年間40万、60万、R4で93万円となっている。将来120万円にするとしているが、一体どのような方向で右肩上がりにもらえるのか。町長も議会で、「店舗は軌道に乗ってきて400万円以上の売り上げがあった」と報告している。そのときに40万近く町がもらったので、それでは1割くらいの使用料なのかと勝手に解釈していたが、それが規定に書いてあるのかどうか説明してもらいたい。

また、1,212万円の管理料は紫で囲んだ場所には使われていないという理解でよいのか。

### **丸山係長**

使用料の取り決めは、自動更新ではない。年度ごとに協議して額を決めている。

管理委託費は赤で囲んだ場所の管理費用として町から支出している。

### **宮嶋委員**

町として、令和4年度中にこのようにするという改善策を持っていないのか。

### **丸山係長**

ハーブガーデンより右の部分と、グラウカの部分、赤の町直営部分については、今年度中に整理していきたい。

委託料1,212万円については、時間数などを受託業者に確認し、その額が適正かどうかを再度検証した上で来年度の金額を算出したい。

全体を指定管理にするのかどうかについては、まだ検討は始まっていない。

### **和澤委員**

グラウカの部分は、当初町が直営で有機農業の試験場にしようとしていたが、いつの間にかグラウカに貸しているというように、町の政策が知らない間に変わっている。また、ラベンダー園も、町が過去何年もかかって手を加えて育ててきたものだ。それをもし店で売っているのであれば、原価を町に還元する必要がある。

グラウカの部分の賃借料を1㎡10円、1反当たり2万円とかと言っているが、町は1反歩5万円以上で借りている。同等ではない。これらは調べてもらいたい。

### **丸山係長**

正しくはポラリアクトに委託し、自然農法による試験栽培をしている。赤で囲んだ部分のうち、温室の右と県道を挟んで左にある土地は自然農法の試験ほ場と位置づけている。町が借りている賃借料は、借りた当時は今の相場とはかけ離れた金額だった。それを段階的に引き下げて、高いところでも1㎡20円位になっている。これも地権者と相談して徐々に減らしていくように努めている。

### **和澤委員**

これまで議会では1反歩5万円、6万円と答えていたが、急に今年下がったのか。

### **丸山係長**

令和2年度に、町の予算削減プロジェクトのなかで、担当課が地権者と協議を行い、段階的に減らしていくことにし令和3年度に改定が行われた。現在はその金額のままとなっている。

### **山沖会長**

ポラリアクトの決算書はいつ出るのか。

### **丸山係長**

決算月から2ヶ月以内に作らなければならないので、その時期を見計らって提出してもらおう。

### **村端委員**

農地の借地料についても、別紙でここ10年間の推移を委員の皆さんに示した。2010年で188万円、2018年で116万円、2019（R1）年では124万円になっている。

改定というのであれば、70～80万円ということになるのかどうか。過去の施策のうちあちこちに借地があり、高い借地料を払ってきたという経過を見直し、町として借りる土地は必要最小限度に整理をすべきだ。返却すべきところは返却した方がすっきりする。

過去20年来、東側農場・観賞園を見てきて、コンセプトが全くなく、ただ花が植えてあ

りラベンダーがあるという広場になっている。

町としてガラス温室を根本的に変える話があり、議会に案を提出して否決された経緯がある。全体として、東側をどうしようとしているのか、町の姿勢が全く見えない。全体的な構想も含めて、2、3年あるいは数年かけて方向付けていく必要がある。是非考えてほしい。

私の所属する団体でハーブセンター、ハーブガーデンの改革プランを出したことがあるが、その中でも主張していたように、現在ハーブセンターと呼んでいる店舗はハーブのセンターであったことは一度もない。ハーブのセンターであるなら、ハーブが売られ、指導ができ、いろいろな体験ができる場所であるはずだ。ハーブセンターと言えるのは、本来東側の観賞園・農場だが、その機能を果たしていない。そのような積年の問題点が、現在の問題に凝縮しているように思える。ここをどうしてもすっきりする必要があるのではないか。

根本的な方向を踏まえつつ、個々の改革に踏み込んでいかなければならないと思う。

あと、松川村の指定管理施設のモニタリング調査表があり、これも皆さんに配布している。

実際には第三者ではなく、村がやっているということだが、細かく評価しつつ自己評価も載せて毎年公表している。私自身、モニタリング制度をかなり前から問題にし、町にも働きかけてきたが、ここまで踏み切れていない。今後どうするのかを聞きたい。

## <激しい雷雨、落雷による停電のため一時中断、休憩>

### 山沖会長

村端委員の発言の途中で切れたので、改めて発言の要点をお願いしたい。

### 村端委員

<要点を説明>

### 丸山係長

モニタリング調査については、令和2年度分を実施した。令和3年度については実施していないが、必要なことだと捉えているので、松川村を参考に実施していきたい。

### 山沖会長

農政係というより全体に関わる話なので、総務課長に伺いたい。

### 宮澤総務課長

指定管理にあたって、担当課と話し合っって実施していく方向をとりたい。

### 山沖会長

松川村は自己評価が基本になっているが、本当は第三者委員会的なところに示すなど、年

1回説明するのがよいと思う。第3者委員会には議会も入るだろうし、行財政委員会が残っていれば、そこに出すというのもあり得る。いずれにせよ、自己評価は当然として、第三者の目に触れることが重要になる。

### **山崎委員**

ハーブセンターについての意見を聞き、現状を打破しなければという思いにさせられた。

活性化委員会のようなものを立ち上げてはどうかと思う。その時期がきているのではないか。池田町は「花とハーブ」で売り出しているのだから、それを内容のあるものにしていくために、これまでの運営にメスを入れて抜本的な改革が必要だと痛感する。行革委員会としては、ハーブセンターを専門に検討する委員会を設置することを要望してはどうかと思う。これまで、そのような組織があったのか。

### **宮澤総務課長**

平成28年にハーブガーデンを開設し、「花とハーブの里」をブランド化することを目標に「花とハーブの里ブランド化推進委員会」を立ち上げた。ボランティア団体であったり、ハバルヘルス・ツーリズムを実行する母体が残ったりしたこともあり、目的もある程度達成されたと判断して解散した。

### **山崎委員**

現状は池田町にとってゆゆしき事態であり、しっかり検討しなければならない。現状の質問会で終わってはならず、別委員会を立ち上げ、専門家も含めてアクションプランを立てるべきだ。

### **山沖会長**

ハーブセンター、ハーブガーデンのあり方の問題と、指定管理制度のあり方の問題の2つの側面がある。後者については、指定管理と収益事業の区分をどうするのかの問題もあるので、答申の書き方には工夫が必要になるだろう。ただ、「にぎわい」も「ポラリスアクト」も決算も出ていない状況なので、すぐにどうするという方向を出すのは難しいかもしれないが、どこかに検討をお願いすることも考えられる。

そろそろ時間であるが、あと少し時間を延長して残りの施設について説明だけお願いしたい。

### **倉科係長（商工観光係）**

金の鈴会館の建物についての、池田町と商工会の契約書があった。平成11年8月20日付けで、使用料は無償とし、保険料は町が負担することが記載されている。

### **廣田係長（生涯学習課）**

＜資料：「創造館」（1 ページ）、「施設管理相関図」（3 ページ）に基づいて説明＞

### **廣田係長**

＜資料：「交流センターかえで」（4 ページ）、「施設管理相関図」（6 ページ）に基づいて資料の通り説明＞

### **滝沢係長（健康福祉課）**

＜資料：「総合福祉センターやすらぎの郷」に基づいて説明＞

### **塩原係長（生涯学習課総合体育館長）**

＜資料：「多目的研修センター」（追加資料）に基づいて説明

### **井口係長（総務課）**

＜資料：「本庁舎」（22 ページ）に基づいて説明＞

### **山沖会長**

本庁舎について、金額が平成 30 年には 2000 万円を超しているが、何かあったのか。

### **井口係長**

施設の修繕費が、普段なら 200 万円くらいだが 600 万円かかっている。

### **山沖会長**

調律しているのはスタインウェイだけか。

### **廣田係長**

両方とも調律している。スタインウェイの調律は年間 6～7 万円、国内産は 16,500 円となっている。

### **山沖会長**

創造館のスタインウェイは使用料をまかなえているが、「かえで」の方は半分くらいにしかないということになる。「かえで」については年間で 40 時間しか使われていないのか。

### **廣田係長**

その通りだ。

**和澤委員**

多目的研修センターをシルバーセンターに貸しているが、その賃料は役場に入っているのか。

**塩原係長（生涯学習課総合体育館長）**

月額3万円、年36万円が、ここに出ている決算額とは別に財政の収入となっている。

**山沖会長**

その3万円には何か根拠があるのか。

**塩原係長（生涯学習課総合体育館長）**

そこまでは確認していない。契約書を調べておきたい。

**山沖会長**

今日はとりあえず話を聞いたところで区切りとし、質問等があれば次回に回したい。

**事務局（塩原係長）**

質問があれば、準備の都合上事前にお願ひできればありがたい。

**山沖会長**

特に質問がないようなので、これで終了としたい。

**5. 連絡事項**

**事務局（塩原係長）**

次回の町長出席については、とりあえず会議冒頭で準備したい。

次回以降の会議日程は記載の通り。

**6. 閉会（丸山副会長）**